

# 大学・研究開発法人の出資機能の拡大による 産学官連携の活性化について

---



内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

未来投資会議 構造改革徹底推進会合

「企業関連制度・産業構造改革・イノベーション」会合（イノベーション）

令和元年11月25日（月）

# 制度課題ワーキンググループにおける検討状況

総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会の下に「**制度課題ワーキンググループ**」を設置

## 1. 構成員

- ◎ **上山 隆大** 総合科学技術・イノベーション会議  
有識者議員
- 江村 克己** 日本電気株式会社  
NECフェロー
- 小安 重夫** 国立研究開発法人理化学研究所  
理事
- 菅 裕明** 東京大学大学院 理学系研究科  
教授  
ミラバイオロジクス株式会社  
取締役
- 田中 愛治** 早稲田大学  
総長
- 林 いづみ** 桜坂法律事務所  
パートナー弁護士
- 林 隆之** 政策研究大学院大学  
教授
- 山田 真治** 株式会社日立製作所  
研究開発グループ 技師長

◎ : 座長

## 2. 開催状況（主な出資機能関連議題）

### 第1回（令和元年8月23日）

- 制度課題ワーキンググループの当面の検討課題について

### 第2回（令和元年9月30日）

- 大学等の出資機能の拡大について

<有識者ヒアリング>

- 佐藤 勲 東京工業大学 総括理事・副学長
- 小野寺 忠司 山形大学 教授
- 菅 裕明 制度課題WG構成員
- 山田 真治 制度課題WG構成員

### 第3回（令和元年10月16日）

- 大学等の出資機能の拡大について

<有識者ヒアリング>

- 油谷 好浩 株式会社理研鼎業 代表取締役
- 山本 貴史 株式会社東京大学TLO 代表取締役社長兼CEO

### 第4回（令和元年11月8日）

- 大学等の出資機能の拡大について

<有識者ヒアリング>

- 佐々木 一成 九州大学副学長

### 第5回（令和元年11月20日）

- 科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた  
科学技術基本法等の在り方について

# 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会 制度課題ワーキンググループ 「科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について」 (概要)

## I はじめに・総論

○グローバル化、デジタル化、AI、生命科学の進展など科学技術・イノベーションの急速な進展は人間や社会の在り方に大きな影響を与えている。科学技術・イノベーションの進展と人間や社会の在り方は密接不可分であり、人間や社会の在り方に対する深い洞察に基づいた科学技術・イノベーション創出の総合的な振興が不可欠。

## II 科学技術基本法の見直し

※基本法は法の対象から「人文科学のみに係るもの」が除かれ、「イノベーション創出」の概念が導入されていない。

### 1. 「イノベーション創出」の概念の必要性

○イノベーションを通じた新たな価値創造のため、科学技術・イノベーション政策の一体的展開が必要。

### 2. 「人文科学のみに係る科学技術」の必要性

#### 【科学技術政策における観点】

○現代の諸課題に対峙し、豊かで持続可能な社会を実現するため、人間や社会を総合的に理解することが必要であり、人文科学自体の持続的振興が必要。推進策を講じる上で、自然科学と人文科学の扱いを異にする妥当性はなくなっている。

#### 【イノベーション政策における観点】

○イノベーション創出のため、プロセス全体（特に課題設定段階）にわたり、自然科学と人文科学の連携・協創が必要であり、人文科学の積極的役割が重要。

### 3. 科学技術・イノベーション政策の進展を踏まえたその他の見直し

○**振興方針**に、恩恵を受ける国民や社会課題解決の視点、研究成果をイノベーションに結びつける政策の重要性、分野特性への配慮、ボトムアップ・トップダウン型研究の均衡、研究開発における公正性の確保を追記すべき。

○**基本計画**の規定事項に、従来の施設整備面に加え、人材面等も追加すべき。等

⇒ **科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けて「イノベーション創出」の概念、「人文科学のみに係る科学技術」等を科学技術基本法に追加。**

「イノベーション創出」の定義は、多様な主体による創造的活動が包含されることが明確なものとし、「科学技術の水準の向上」と並列概念として位置付けるべき。

※「人文科学のみに係る科学技術」については科技イノベ活性化法等にも追加すべき。

# 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会 制度課題ワーキンググループ 「科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について」 (概要)

## Ⅲ イノベーション創出に向けた制度構築

### 1. 産学官連携促進に向けた見直し

- 産学官連携の促進のため、民間事業者のニーズへの迅速な対応等が必要となるが、大学・研究法人における課題が存在。
  - 大学・研究法人の外部組織での業務実施を可能とすることで、①意欲ある大学・研究法人のポテンシャルの最大限の発揮、②連携の場の形成と成果の社会実装加速による国際競争力強化、③外部組織でのノウハウの大学・研究法人の改革への活用、が期待される。
- ⇒ ニーズが確認されたオープンイノベーション支援機能、ベンチャー創出支援機能、研究開発機能に係る業務を行う者への**出資を可能とすべき**（外部組織の在り方は法人が自らの将来設計に合わせ自主的に判断。また、出資は自己収入を原資とすべき）。

### 2. 中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）の見直し

- スタートアップ・中小企業の多様性と機動性がイノベーション創出の一翼を担う時代に
  - 米国では、SBIR制度（Small Business Innovation Research）を実施し、新たな産業や雇用を生み出す企業の輩出に成功。
  - 我が国では「中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）」を実施してきたが、成長企業の創出やイノベーションの創出には十分に機能していない状況。
- ⇒ 制度の重点を「イノベーション創出」にシフトするなど、**戦略的にスタートアップ・中小企業のチャレンジを促す新しい日本版SBIR制度**を構築すべき。

# 産学官連携促進のための新たな方策（外部組織を活用した共同研究等の実施）

## 産学官連携の現状と課題

- ◆ 将来の不確実性が高まる中、**産学官連携の必要性が高まっている**が、我が国の産学官連携は1件当たりの受け入れ額が海外の大学と比較して小規模であり、「企業から大学、国研等への投資を3倍増」の**目標達成も難しい状況**
- ◆ **大学・研究開発法人には産学官連携を促進する上での課題が存在**
  - 産学官連携人材への評価・処遇・インセンティブ付与が不十分
  - 産学官連携活動に対する経営上の位置づけが必ずしも高くない
  - コスト管理が不十分
  - 研究のスピード感が合わない
  - 研究成果の活用・提供体制が不十分 等
- ◆ 海外では**機能の外部化等**により効果的に研究開発を推進（例：SRI International、IMEC）

## 対応の方向性

ニーズが確認された以下の業務を行う大学・研究開発法人の外部組織に対する**出資を可能とすべき** ※既存の制度を精査し、必要に応じて関連法令を改正

- ① **オープンイノベーション支援機能** 共同研究開発の企画・あっせん、プロジェクト進捗管理、ライセンス等の知財マネジメント 等
- ② **ベンチャー創出支援機能** 大学・研究開発法人発ベンチャーや、起業を目指す学生・研究者に対する技術面、経営面及び金銭面での支援 等
- ③ **研究開発機能** 実用化を目指した共同研究・受託研究等（試作品製作を伴う研究等を含む）の実施 等

## メリット

外部組織での実施を可能とすることにより、以下のメリットが期待される。

- ◆ 意欲ある大学・研究法人の**ポテンシャルの最大限の発揮**
- ◆ 産学官連携の**場の形成と研究成果の社会実装の加速**による**国際競争力の強化**
- ◆ 外部組織でのノウハウの大学・研究法人の**改革への活用**

